

令和 8 年 9 月の大雨で農地が被災された皆様へ

このたびの大雨等により被災された農業者の皆様
に、心よりお見舞い申し上げます。

農地や農業用施設等に被害を受けられた皆様にお
かれましては、復旧に向けた御対応など、経営計画
の変更が必要になる場合もあろうかと存じます。

農地中間管理事業を活用して賃借した農地が被災
した場合の賃借料の減額に係る取扱いについて、次
のとおりお知らせいたします。

農用地利用集積等促進計画の共通事項（４）に基
づき、農地が使用及び収益をすることができなくな
った場合は、出し手、受け手及び機構（当支援セン
ター）の三者で協議することとなります。

賃借料の減額等を希望される方は、市町村の農地
中間管理事業を所管する担当部署まで御相談くださ
るようお願いいたします。